

## 7 屋外広告業を営む方へ

### ◆ 屋外広告業とは

広告主から広告物の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う法人又は個人をいいます（元請け、下請けを問いません）。

\* 広告物の設置を請け負わない広告代理店や、広告物の印刷・制作だけを行う者はこの「業」には該当しません。

### ◆ 屋外広告業を営む方は登録が必要です

秋田市内で屋外広告業を営もうとする方は、市長の登録を受けなければなりません。登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合は、罰せられます。

#### ■ 登録事項

- ① 商号、名称又は氏名および住所
- ② 営業所の名称および所在地
- ③ 法人である場合、役員の氏名
- ④ 業務主任者の氏名および所属する営業所の名称 など



#### ■ 登録要件

次のいずれかに該当する場合には、登録を拒否する場合があります。

- ① 登録を取り消された日から2年を経過していない場合
- ② 営業停止が命ぜられ、その停止の期間が経過していない場合
- ③ 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過していない場合
- ④ 営業所ごとに業務主任者を選任していない場合

### ◆ 営業所ごとに業務主任者を置いてください

登録を受けるためには、次に掲げる、いずれかの資格を持つ方を「業務主任者」に選任することが必要です。

業務主任者とは、営業所ごとに設置する、広告物等の表示・設置に関する法令の規定の遵守やその他営業所における業務を適正に運営するために必要な業務を行う人のことで、次のいずれかの資格を持つ方となります。

#### ■ 業務主任者の要件

- ① 国土交通大臣の登録を受けた法人（登録試験機関）が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（「屋外広告士」）
- ② 秋田市のほか、都道府県、政令指定都市又は中核市が開催した屋外広告物講習会の修了者
- ③ 広告美術に関し、職業訓練指導員免許の取得者、技能検定の合格者又は職業訓練の修了者
- ④ 屋外広告物講習会の修了者と同等以上の知識を有すると市長が認めた者

### ◆ 登録の有効期間

登録の有効期間は5年です。登録を受けてから5年を経過した後、引き続き秋田市域内において屋外広告業を営もうとする場合には、更新の登録を受ける必要があります。

### ◆ 登録の申請・変更の届出

新規又は更新の登録を受けようとする場合は、申請書のほか、誓約書、業務主任者の資格証（写）、略歴書（法人の場合は役員全員の分）、登記事項証明書（原本、法人の場合）を添付して提出してください。

更新の登録を受けようとする場合は、現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに申請しなくてはなりません。

登録事項に変更があったときは、登録の有効期間内であっても、その日から30日以内に市長へ届出する必要があります。

\* 新規・更新の登録申請には、1回につき、10,000円の申請手数料がかかります。